

沢口町・殿山町地区の地区計画

■地区整備計画

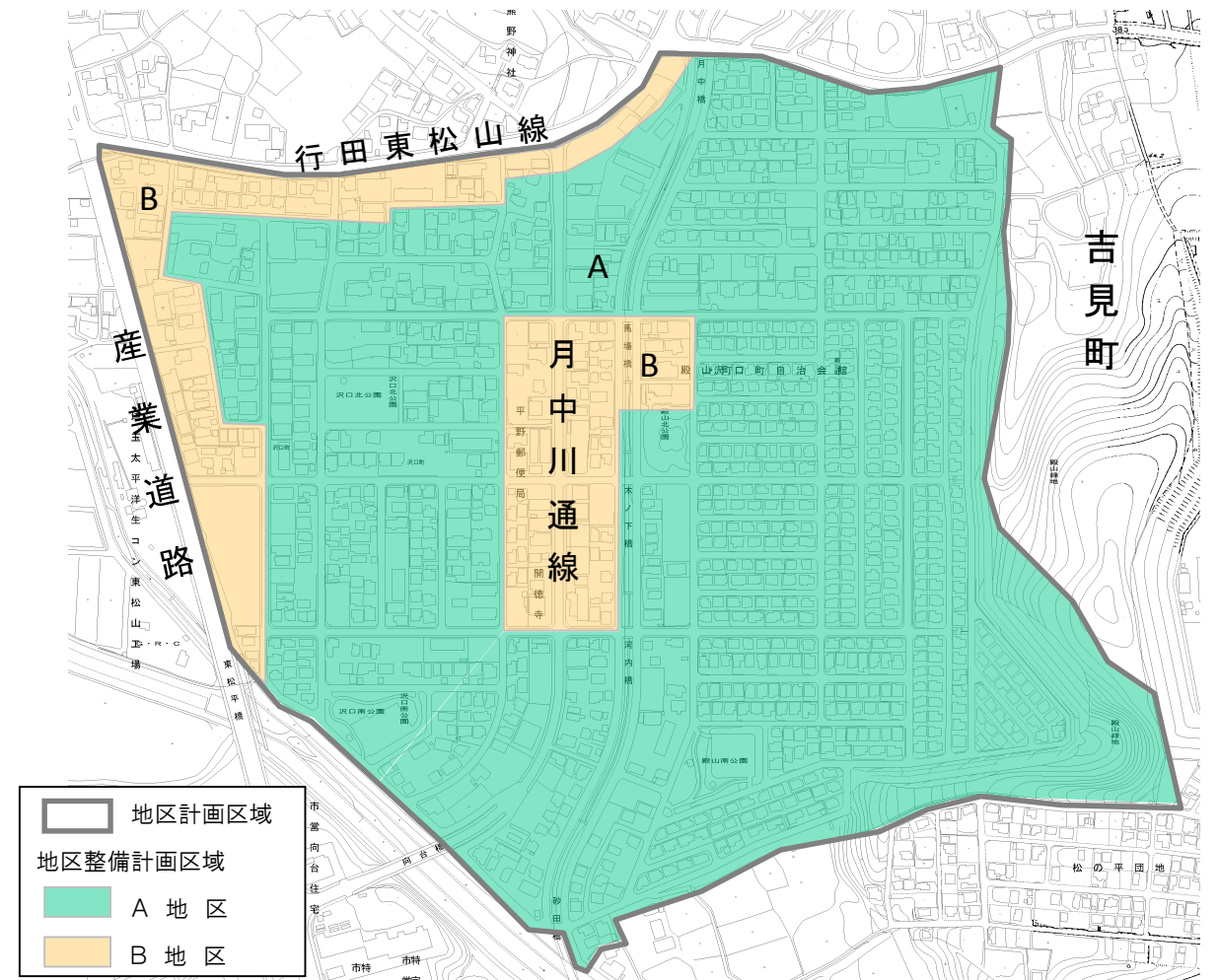
当初決定:平成 2年 8月 1日 東松山市告示第 131号
 最終変更:平成 11年 4月 1日 東松山市告示第 93号(名称変更)



地区の区分 (用途地域)	A地区 (第一種・第二種低層住居専用地域)	B地区 (第二種住居地域)
区分の面積	約37.6ha	約6.7ha
建築物等の用途の制限	—	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)床面積の合計が15㎡を超える畜舎 (2)自動車教習所、ホテル、旅館 (3)マージャン屋、パチンコ屋、射的場、遊戯場 (4)工場(作業場の床面積の合計が50㎡以下の食品製造工場は除く)
建築物の敷地面積の最低限度	150㎡	
壁面の位置の制限	建築物の壁若しくはこれに代わる柱(自動車等車庫の柱を除く)、又は高さ2mを超える門、及び工作物(電柱等は除く)は、その面から、道路境界線及び隣地境界線までの距離は次のとおりとする。 但し、物置その他これらに類する用途に供するもので軒の高さが2.3m以下かつ床面積の合計が5㎡以下のもの、及び地区計画決定日以前から150㎡未満である土地に建築する建築物等はこの限りではない。	
	道路境界及び隣地境界までの距離は1m以上とする。	道路境界及び隣地境界までの距離は1m以上とする。 但し、都市計画道路産業道路、行田東松山線、月中川通線に面する部分は1.5m以上とする。
建築物等の高さの最高限度	地階を除く階数が2以下、かつ敷地地盤面から10m以下とする。(敷地地盤面とは土地区画整理事業の完了時点での地盤面をいう)	—
建築物等の形態又は意匠の制限	屋外広告物は、美観、風致を良好に保つため、刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。	
かき又はさくの構造の制限	道路境界及び隣地境界に設けるかき又はさくは、次の各号の一つに掲げるものとする。 (1)生垣(樹木は、道路境界より50cm以上後退させて植栽し、枝や葉が道路部分に張り出さないようにする。) (2)竹垣、板さく(高さを敷地地盤面から1.5m以下とし、道路境界に設けるものにあつては、道路側に植栽帯を設け、植樹を施すものとする) (3)透視可能フェンス(高さを敷地地盤面から1.5m以下とし、基礎の高さが60cm以下のもの。但し、道路境界に設けるものにあつては、植栽帯を設け、植栽を施すものとする。) (4)ブロック塀等(高さを敷地地盤面から1.5m以下とし、道路境界に設けるものにあつては、道路側に幅1m以上の植栽帯を設け、植栽を施すものとする。) ※但し、ビャクシン類(カイヅカイブキ、タマイブキ、ハイビャクシン等)は植えないものとする。	
	道路境界及び隣地境界に設けるかき又はさくは、次の各号の一つに掲げるものとする。 (1)生垣(樹木は、道路境界より50cm以上後退させて植栽し、枝や葉が道路部分に張り出さないようにする。) (2)竹垣、板さく(高さを敷地地盤面から1.5m以下とし、道路境界に設けるものにあつては、道路側に植栽帯を設け、植樹を施すものとする) (3)透視可能フェンス(高さを敷地地盤面から1.5m以下とし、基礎の高さが60cm以下のもの。但し、道路境界に設けるものにあつては、植栽帯を設け、植栽を施すものとする。) (4)ブロック塀等(高さを敷地地盤面から1.5m以下とし、道路境界に設けるものにあつては、道路側に幅1m以上の植栽帯を設け、植栽を施すものとする。) ※但し、ビャクシン類(カイヅカイブキ、タマイブキ、ハイビャクシン等)は植えないものとする。	

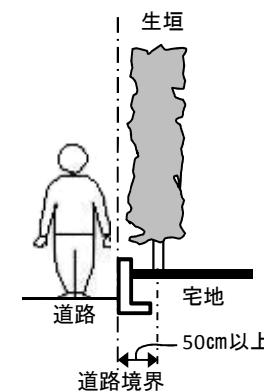
建築物等に関する事項

■地区区分図

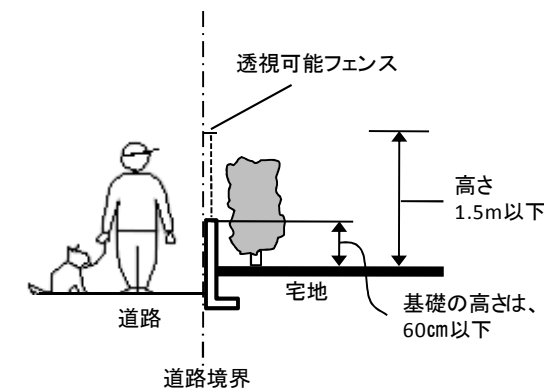


かき又はさくの構造の制限

(1) 生垣は、道路境界より50cm 以上後退させて植栽します。



(3) 透視可能フェンスは、高さを1.5m 以下とし、道路境界に設ける場合は植栽帯を設けます。



(2) (4) 竹垣、板さく、ブロック塀等は、高さを1.5m 以下とし、道路境界に設ける場合は、道路側に植栽帯を設けます。ブロック塀等の場合には、植栽帯の幅を1m 以上とします。

